

令和 7 年 3 月 八戸市議会定例会

提 出 議 案

3月市議会定例会に付議すべき事件

議案第2号	令和7年度八戸市一般会計予算	別冊
議案第3号	令和7年度八戸市自動車運送事業会計予算	別冊
議案第4号	令和7年度八戸市立市民病院事業会計予算	別冊
議案第5号	令和7年度八戸市下水道事業会計予算	別冊
議案第6号	令和7年度八戸市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第7号	令和7年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算	別冊
議案第8号	令和7年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	別冊
議案第9号	令和7年度八戸市駐車場特別会計予算	別冊
議案第10号	令和7年度八戸市中央卸売市場特別会計予算	別冊
議案第11号	令和7年度八戸市靈園特別会計予算	別冊
議案第12号	令和7年度八戸市介護保険特別会計予算	別冊
議案第13号	令和7年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算	別冊
議案第14号	令和7年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第15号	令和7年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
議案第16号	令和7年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算	別冊
議案第17号	令和6年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第18号	令和6年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第19号	令和6年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第20号	令和6年度八戸市下水道事業会計補正予算	別冊
議案第21号	令和6年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊

議案第22号	令和6年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正予算	別冊
議案第23号	令和6年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算	別冊
議案第24号	令和6年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第25号	令和6年度八戸市駐車場特別会計補正予算	別冊
議案第26号	令和6年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第27号	令和6年度八戸市靈園特別会計補正予算	別冊
議案第28号	令和6年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第29号	令和6年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計補正予算	別冊
議案第30号	令和6年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第31号	令和6年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算	別冊
議案第32号	令和6年度八戸市産業団地造成事業特別会計補正予算	別冊
議案第33号	八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて	7
議案第34号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求ることについて	9
議案第35号	八戸市美術館条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第36号	八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第37号	損害賠償の額を定めることについて	17
議案第38号	八戸市非常勤消防団員の退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第39号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	21

議案第40号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第41号	八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第42号	八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第43号	八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	33
議案第44号	八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	79
議案第45号	八戸市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第46号	八戸市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第47号	八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案第48号	地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条例の制定について	89
議案第49号	八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について	91
議案第50号	八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	93
議案第51号	八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	95
議案第52号	八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	97
議案第53号	八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	99

議案第54号	八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	101
議案第55号	八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	103
議案第56号	八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	105
議案第57号	八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	107
議案第58号	八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	109
議案第59号	八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	111
議案第60号	八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	113
議案第61号	八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	115
議案第62号	八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について	117
議案第63号	八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	119
議案第64号	八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	123
議案第65号	八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	127

議案第66号	八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例 の制定について	137
議案第67号	八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につ いて	139
議案第68号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定につい て	141
議案第69号	包括外部監査契約の締結について	159

議案第33号

八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めるについて
八戸市固定資産評価審査委員会の委員に別紙の者を選任することについて同意を求める。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため同意を求めるものである。

氏名 安藤祥吾

議案第34号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めるについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

2人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏名　慶長洋子
木村　勇

議案第35号

八戸市美術館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市美術館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

企画展示及びコレクション特別展示について、当該展示の期間を通じて隨時観覧する場合の観覧料に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市美術館条例の一部を改正する条例

八戸市美術館条例（令和3年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考を同表備考第1項とし、同表備考に次の1項を加える。

2 企画展示及びコレクション特別展示を、当該展示の期間を通じて隨時観覧する場合の観覧料は、この表に定める観覧料の額の100分の200に相当する額を超えない範囲内で市長がその都度定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について

八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い、救護施設等における個別支援計画の作成に係る規定の整備をするとともに、その他
所要の改正をするためのものである。

八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第18条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第22条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第23条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項第6号及び第22条第1項第6号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

損害賠償の額を定めることについて

医療事故に係る損害賠償の額を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和2年12月9日に市民病院で行った抜歯術に係る医療事故について、損害賠償の額を定めるためのものである。

- 1 金額 900,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

議案第38号

八戸市非常勤消防団員の退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市非常勤消防団員の退職報償金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に準じ、非常勤消防団員の退職報償金に勤続年数35年以上の区分を設け、その額を定めるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市非常勤消防団員の退職報償金支給条例の一部を改正する条例

八戸市非常勤消防団員の退職報償金支給条例（昭和39年八戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「消防団員」を「非常勤消防団員」に改める。

第2条中「消防団員」を「非常勤消防団員」に改める。

第4条第1項中「消防団員」を「非常勤消防団員」に改め、同条第2項本文中「消防団員」を「非常勤消防団員」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第5条及び第7条中「消防団員」を「非常勤消防団員」に改める。

附則第3項中「の消防団員」を「の非常勤消防団員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第39号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定
する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について規定の整理をするとともに、
所要の経過措置を定めるためのものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(八戸市非常勤消防団員の退職報償金支給条例の一部改正)

第1条 八戸市非常勤消防団員の退職報償金支給条例（昭和39年八戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八戸市統計調査条例の一部改正)

第2条 八戸市統計調査条例（平成21年八戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年八戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(八戸市行政不服審査条例の一部改正)

第4条 八戸市行政不服審査条例（平成28年八戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(八戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 八戸市職員の給与に関する条例（昭和26年八戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条の5第3号及び第4号並びに第19条の6第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八戸市職員退職手当支給条例の一部改正)

第6条 八戸市職員退職手当支給条例（昭和29年八戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八戸市中央卸売市場条例の一部改正)

第7条 八戸市中央卸売市場条例（昭和52年八戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項第4号イ、第22条第4項第2号、第28条第4項第2号及び第43条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正)

第8条 地方卸売市場八戸市魚市場条例（昭和47年八戸市条例第28号）の一部を次のように改

正する。

第6条の4第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八戸市公設小売市場条例の一部改正)

第9条 八戸市公設小売市場条例（昭和42年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八戸市生活環境保全条例の一部改正)

第10条 八戸市生活環境保全条例（昭和56年八戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(八戸市屋外広告物条例の一部改正)

第11条 八戸市屋外広告物条例（平成19年八戸市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第50条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(八戸市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第12条 八戸市ラブホテル建築等規制条例（平成16年八戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、

なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（八戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の八戸市職員の給与に関する条例第19条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第19条の7第5項及び第20条第8項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（八戸市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の八戸市職員退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに八戸市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第40号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

多文化共生推進審議会及び八戸地域畜産振興ビジョン審議会を設置するとともに、経営再開マスタートップラン検討会議の名称を地域計画検討会議に変更するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の項の次に次のように加える。

八戸市多文化共生推進審議会	(1) 八戸市多文化共生推進プランについて重要な事項の調査審議にすること。 (2) 多文化共生の推進に関し必要な事項について意見を述べること。
---------------	--

別表の1八戸市農業委員会委員選考委員会の項の次に次のように加える。

八戸地域畜産振興ビジョン審議会	八戸地域畜産振興ビジョンについて重要な事項の調査審議にすること。
-----------------	----------------------------------

別表の1八戸市経営再開マスターplan検討会議の項名称の欄中「八戸市経営再開マスターplan検討会議」を「八戸市地域計画検討会議」に改め、同項担任する事務の欄中「経営再開マスターplan」を「地域計画」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「まちの魅力創生ネットワーク会議の委員」を
「まちの魅力創生ネットワーク会議の委員 に、
多文化共生推進審議会の委員 」
「総合農政審議会の委員 を
経営再開マスターplan検討会議の委員」
「八戸地域畜産振興ビジョン審議会の委員
総合農政審議会の委員 に改める。
地域計画検討会議の委員 」

議案第41号

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員に対する部分休業の承認に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の免除の対象となる範囲を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するとともに、介護両立支援制度等に係る所要の改正をし、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

八戸市職員の勤務条件に関する条例（平成7年八戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に同法第6条の4第1号に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この条において同じ。）」を「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第13条第1項中「定める者」の次に「（第15条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第4項の改正規定（「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める部分を除く。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第43号

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定等に準じ、一般職の職員の給料月額及び通勤手当の支給限度額の改定並びに配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の額の改定をし、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大するとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(八戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市職員の給与に関する条例（昭和26年八戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「次項の」を「次項各号に掲げる」に、「同項」を「前項」に改め、同条第7項中「55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える」を「次の各号に掲げる」に改め、「昇給は」の次に「、当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「（以下「行政職8級職員等」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第11条の4第1項第1号中「除き、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る」を「除く」に改め、同条第2号中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）で、配偶者」を「で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」に改める。

第12条第2項第1号中「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項

第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号本文中「新幹線鉄道等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、「の2分の1に相当する額。」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削り、同条中第7項を第9項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の2第3項中「第1項に規定する者のほか、規則で定める者であった者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削り、「同項」を「第1項」に改める。

第19条の2の2第1項第1号中「第4条」を「第4条の規定」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項第2号中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「各号に定める額」の次に「（前項各号に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第21条の2中「及び第9条の3から第11条まで」を「、第9条の3及び第10条」に改める。
別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	

	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
定	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
年	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
前	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
再	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		

任	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
用	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
短	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
時	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
間	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
勤	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
務	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
職	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
員	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
以	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
外	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
の	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
職	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
員	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
	86	256,000	297,100	346,000	386,600				
	87	256,300	297,400	346,400	387,000				
	88	256,600	297,700	346,800	387,400				
	89	256,900	298,000	347,000	387,700				

90	257,200	298,300	347,400	388,200				
91	257,500	298,600	347,800	388,600				
92	257,800	299,000	348,200	389,000				
93	258,100	299,200	348,400	389,300				
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						

	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第22条から第24条までの規定により給与を受ける職員を除く。）に適用する。

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	

	16	338,100	429,300	482,100
	17	341,500	430,700	483,900
	18	344,600	432,200	485,800
	19	347,700	433,700	487,700
	20	350,800	435,100	489,600
	21	354,000	436,500	491,500
	22	357,100	438,000	493,200
	23	360,200	439,500	495,000
	24	363,200	440,900	496,800
	25	366,200	442,300	498,400
	26	368,500	443,700	500,200
	27	370,800	445,100	502,000
	28	373,000	446,500	503,600
	29	374,900	447,900	505,000
	30	376,600	449,300	506,700
	31	378,300	450,700	508,500
	32	380,100	452,100	510,200
	33	381,900	453,500	511,700
定	34	383,700	454,900	513,000
年	35	385,300	456,300	514,300
前	36	386,700	457,700	515,600
再	37	388,100	459,100	516,600
任	38	389,600	460,800	517,900
用	39	391,100	462,400	519,200
短	40	392,600	464,000	520,500
時	41	394,100	465,600	521,500
間	42	394,800	466,800	522,300
勤	43	395,400	468,000	523,100
務	44	396,100	469,100	523,900
職	45	397,000	470,100	524,800
員	46	397,600	471,100	525,600
以	47	398,200	472,000	526,400

外 の 職 員	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		

	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、診療所等に勤務し、医療業務その他市長が指定する業務に従事する医師
又は歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000

	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
定	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	

年	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
前	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
再	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
任	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
用	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
短	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
時	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
間	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
勤	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
務	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
職	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
員	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		
以	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800		
外	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400		
の	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800		
職	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300		
員	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800		
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300		
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900		
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400		
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
	78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,100		

79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,500	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,900	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,300	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,800	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,200	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,600	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	396,000	
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		
88		294,500	332,300	353,100		
89		294,900	332,600	353,500		
90		295,100	332,800	353,800		
91		295,300	333,200	354,100		
92		295,500	333,500	354,400		
93		295,900	333,700	354,700		
94		296,100	334,000	355,100		
95		296,300	334,300	355,500		
96		296,600	334,600	355,900		
97		296,900	334,800	356,400		
98		297,100	335,100	356,800		
99		297,300	335,400	357,200		
100		297,600	335,600	357,600		
101		297,900	335,800	358,100		
102		298,100	336,000			
103		298,300	336,400			
104		298,600	336,600			
105		298,900	336,800			
106			337,200			
107			337,600			
108			338,000			
109			338,200			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、診療所等に勤務し、栄養管理、医療技術業務その他市長が指定する業務に従事する獣医師、薬剤師、栄養士及び歯科衛生士である職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900

	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600

	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
定	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
年	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
前	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
再	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
任	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
用	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
短	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
時	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
間	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	

勤	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
務	86	286,100	312,900	350,700	369,600		
職	87	286,600	313,900	351,500	370,200		
員	88	287,100	314,900	352,300	370,700		
以	89	287,600	315,800	352,900	371,000		
外	90	288,100	316,900	353,500	371,500		
の	91	288,600	317,900	354,100	371,900		
職	92	289,100	318,900	354,700	372,200		
員	93	289,600	319,700	355,100	372,800		
	94	290,200	320,400	355,500	373,300		
	95	290,800	321,100	356,000	373,800		
	96	291,400	321,700	356,400	374,300		
	97	292,000	322,200	356,900	374,900		
	98	292,500	322,500	357,300	375,400		
	99	293,000	323,100	357,800	375,900		
	100	293,500	323,700	358,200	376,300		
	101	294,000	324,100	358,500	376,900		
	102	294,500	324,700	359,000	377,400		
	103	295,000	325,300	359,400	377,900		
	104	295,400	325,800	359,700	378,400		
	105	295,800	326,200	360,100	379,000		
	106	296,300	326,700	360,600	379,400		
	107	296,800	327,200	361,100	379,900		
	108	297,100	327,700	361,600	380,400		
	109	297,300	328,100	362,100	381,000		
	110	297,600	328,500	362,600			
	111	297,800	328,800	363,100			
	112	298,100	329,100	363,500			
	113	298,400	329,400	363,900			
	114	298,600	329,800	364,300			
	115	298,900	330,100	364,800			
	116	299,100	330,400	365,300			

117	299,400	330,600	365,700		
118	299,700	330,900	366,200		
119	300,000	331,200	366,700		
120	300,300	331,400	367,200		
121	300,600	331,600	367,500		
122	301,000	331,900			
123	301,300	332,200			
124	301,600	332,500			
125	301,800	332,700			
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			
141	306,400	337,900			
142	306,800	338,300			
143	307,200	338,600			
144	307,500	339,000			
145	307,700	339,300			
146	307,900	339,700			
147	308,200	340,100			
148	308,600	340,500			

149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額					
	円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	

備考 この表は、診療所、学校等に勤務し、保健指導、看護その他市長が指定する業務に

従事する保健師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

教育行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	376,000	
	23	244,500	259,500	377,200	
	24	245,800	260,800	378,300	
	25	247,000	262,100	379,400	
	26	248,100	264,000	380,600	
	27	249,200	265,800	381,800	

	28	250,300	267,600	382,900	
	29	251,500	269,300	384,000	
	30	252,800	271,500	385,200	
	31	254,000	273,700	386,400	
	32	255,200	275,900	387,500	
	33	256,300	278,100	388,600	
	34	257,500	280,300	389,800	
	35	258,700	282,500	391,000	
	36	259,900	284,600	392,200	
	37	261,100	286,600	393,400	
	38	262,300	288,500	394,700	
	39	263,500	290,400	395,900	
	40	264,700	292,200	397,100	
	41	265,900	294,000	398,300	
	42	267,000	295,900	399,600	
	43	268,100	297,700	400,600	
	44	269,200	299,400	401,700	
	45	270,200	301,100	402,900	
	46	271,000	302,900	404,100	
	47	271,800	304,600	405,300	
	48	272,600	306,200	406,500	
	49	273,300	307,800	407,600	
	50	274,100	309,500	408,600	
	51	274,800	311,300	409,900	
	52	275,500	313,000	411,100	
	53	276,300	314,300	412,300	
	54	277,100	316,200	413,400	
	55	277,900	318,000	414,500	
	56	278,600	319,700	415,600	
	57	279,300	321,400	416,600	
	58	280,100	323,300	417,800	
	59	280,900	325,000	419,000	

定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	60	281,600	326,700	420,200
	61	282,200	328,400	420,800
	62	282,900	330,200	421,600
	63	283,600	332,000	422,300
	64	284,200	333,700	422,800
	65	284,900	335,400	423,100
	66	285,600	336,700	423,400
	67	286,300	338,000	423,800
	68	287,000	339,300	424,200
	69	287,700	340,800	424,500
	70	288,500	342,300	424,900
	71	289,200	343,800	425,200
	72	289,900	345,300	425,500
	73	290,400	346,700	425,800
	74	291,100	348,200	426,200
	75	291,800	349,700	426,500
	76	292,400	351,200	426,800
	77	293,000	352,600	427,100
	78	293,700	354,100	427,400
	79	294,300	355,600	427,700
	80	294,900	357,100	427,900
	81	295,500	358,500	428,100
	82	296,100	359,800	
	83	296,700	361,100	
	84	297,300	362,300	
	85	297,800	363,500	
	86	298,300	364,700	
	87	298,800	365,900	
	88	299,300	367,000	
	89	299,700	368,100	
	90	300,300	369,200	
	91	300,800	370,300	

	92	301,300	371,400	
	93	301,600	372,500	
	94	302,100	373,700	
	95	302,600	374,800	
	96	303,000	375,900	
	97	303,400	376,900	
	98	303,900	377,900	
	99	304,400	378,800	
	100	304,800	379,700	
	101	305,200	380,500	
	102	305,600	381,500	
	103	306,000	382,400	
	104	306,300	383,300	
	105	306,500	384,100	
	106	306,800	385,000	
	107	307,100	385,900	
	108	307,300	386,800	
	109	307,500	387,600	
	110	307,700	388,600	
	111	308,000	389,500	
	112	308,300	390,400	
	113	308,500	391,000	
	114	308,700	391,900	
	115	308,900	392,800	
	116	309,200	393,700	
	117	309,500	394,500	
	118	309,700	395,200	
	119	310,000	396,000	
	120	310,300	396,800	
	121	310,500	397,400	
	122	310,700	398,100	
	123	310,900	398,800	

	124	311,200	399,400		
	125	311,500	400,000		
	126		400,700		
	127		401,200		
	128		401,800		
	129		402,400		
	130		403,000		
	131		403,500		
	132		404,000		
	133		404,300		
	134		404,600		
	135		404,900		
	136		405,200		
	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 229,700	円 276,000	円 330,000	円 411,900

備考 この表は、教育委員会事務局又は教育委員会の所管する教育機関に勤務する職員で
教育公務員から引き続いて採用されたものに適用する。

(八戸市職員の寒冷地手当支給条例の一部改正)

第2条 八戸市職員の寒冷地手当支給条例（昭和31年八戸市条例第45号）の一部を次のように正する。

第1条中「服する職員」の次に「及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

(八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和29年八戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条の3中「、第4条の2、第11条」を削る。

(八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条の2第1号中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2号中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第14条第2項中「が配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第18条中「、第10条」を削る。

(八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年八戸市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第1号中「除き、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る」を「除く」に改め、同条第2号中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）で、配偶者」を「で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第10条第2項中「前項に規定する者のほか、管理者が定める者であった者から引き続き職員となり、これ」を「新たに職員となったこと」に、「（任用の事情等を考慮して管理者が

定める職員に限る。) その他同項」を「その他前項」に改める。

第15条の2第1号中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2号中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第25条中「、第16条」を削り、「は、」の次に「地方公務員法第22条の4第3項に規定する」を加える。

（八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第6条 八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年八戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第28項中「第11条の4第1項、」を削り、附則第30項中「及び第9条の3から第11条まで」を「、第9条の3及び第10条」に改め、附則第33項の見出し中「一部改正に伴う」を「適用に関する」に改め、同項中「第10条の規定による改正後の」を「暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、」に、「は、暫定再任用職員には適用しない」を「を適用する」に改め、附則第34項中「、第4条の2、第11条」を削り、附則第38項中「、第10条」を削り、附則第39項中「及び第8条」を削り、附則第40項中「、第16条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において八戸市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

（6）配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、

同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員には支給しない。）とする」とする。

5 施行日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条第2項及び第5条の規定による改正後の八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の病院給与条例」という。）第6条第2項の規定の適用については、これらの規定中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

（6）配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と

する。

（通勤手当に関する経過措置）

6 改正後の給与条例第12条第4項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

7 改正後の給与条例第12条の2第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

8 改正後の病院給与条例第10条第2項の規定は、施行日前に新たに職員となった者にも適用する。

（委任）

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表（附則第2項関係）

職員の号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3

30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	

61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			

92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1

7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1

38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	

69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13

30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	

61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		

92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1

7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25

38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56

69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		

100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

オ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1

3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17

34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	

65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

議案第44号

八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正をするためのものである。

八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例（昭和28年八戸市条例第9号）

の一部を次のように改正する。

第23条の3第1項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旧法」という。）」に改める。

第28条及び別表第1備考第1項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「旧法」に改める。

(八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年八戸市条例第28号）

の一部を次のように改正する。

別表第2備考第1項中「甲地方とは」の次に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の」を加える。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）

の一部を次のように改正する。

別表第2備考第1項中「甲地方とは」の次に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第45号

八戸市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

学校給食特別会計を廃止するためのものである。

八戸市特別会計条例の一部を改正する条例

八戸市特別会計条例（昭和38年八戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第46号

八戸市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市中小企業振興条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

中小企業者等の経営基盤の強化の促進並びに人材の確保及び育成の支援をするため、働きやすい職場環境整備事業及び課題解決モデル企業の生産性向上に資する取組を助成の対象とし、高度化事業及び共同施設設置事業における助成の対象となる範囲等の見直しをするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市中小企業振興条例の一部を改正する条例

八戸市中小企業振興条例（昭和53年八戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「経営の革新を促進する」を「経営基盤の強化の促進並びに人材の確保及び育成の支援をする」に改める。

第2条の見出しを「（定義）」に改め、同条第2号中「商店街振興組合連合会」の次に「（第5号イにおいて「商店街振興組合等」という。）」を加え、同条第4号を削り、同条第3号中「から」の次に「1,000万円以上の」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 中小企業者等 中小企業者又は中小企業団体をいう。

第2条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 共同施設設置事業 施設又は設備であって次に掲げるものの設置又は整備（以下「設置等」という。）をする事業で、青森県中小企業高度化資金貸付規則第2条の規定に基づく高度化資金の貸付けを受けないで行うものをいう。

ア 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査等のために中小企業団体の構成員が共同で利用するもの

イ 街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等、商店街振興組合等の組合員及び一般公衆の利便を図るためのもの

(6) 課題解決モデル企業 事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画をいう。）若しくは連携事業継続力強化計画（同法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。）の認定を受け、又は事業継続計画を策定した中小企業者等であって、地域の中小企業に共通する経営課題及び社会経済的な課題の解決に総合的に取り組むものとして規則で定める要件を満たすものをいう。

第3条第1項中「中小企業者又は中小企業団体（以下「」を削り、「」という。）が行う」を「が」に、「が、中小企業の振興に著しく寄与すると認める」を「行う」に改める。

第4条第1項中「該当し、中小企業の振興及び都市環境の整備に著しく寄与すると認める」を「該当する」に改め、同条第2項中「新設等」を「設置等」に、「（当該経費が1億5,000万円を超えるときは、1億5,000万円とする。）の100分の20に相当する額」を「の100分の10から100分の30までの間で市長が定める割合を乗じて得た額」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該助成金の交付の限度額は、3,000万円とする。

第5条及び第6条を次のように改める。

(働きやすい職場環境整備事業に対する助成)

第5条 市長は、中小企業者等であって規則で定めるものが行う職場環境の改善又は福利厚生の充実に関する事業が、規則で定める要件に該当し、かつ、中小企業の振興に著しく寄与すると認めるときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の交付の対象となる経費及び助成金の額は、規則で定める。

(課題解決モデル企業の生産性向上に資する取組に対する助成)

第6条 市長は、課題解決モデル企業が行う生産性の向上に資する取組が、規則で定める要件に該当し、かつ、中小企業の振興に著しく寄与すると認めるときは、当該課題解決モデル企業に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の交付の対象となる経費及び助成金の額は、規則で定める。

第7条第1項中「職業訓練法人」の次に「（同法第31条に規定する職業訓練法人をいう。）」を加え、同条第2項中「市長が」を「規則で」に改める。

第12条を削る。

第13条第1項中「第3条第1項及び第5条第1項の助成金は」を「高度化事業に係る貸付対象施設（青森県中小企業高度化資金貸付規則第2条に規定する貸付対象施設をいう。）について」に、「第6条」を「第5条の立地奨励金、第6条」に、「に対しては、交付しない」を「は、当該高度化事業に係る第3条第1項の助成金の交付を受けることができない」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第14条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第13条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八戸市中小企業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八戸市中小企業振興条例第8条第2項の規定により指定地域内への工場等の設置に対する助成及び新事業活動に対する助成に係る助成金の交付の決定を受けている者に対する報告の聴取、助成の取消し及び助成金の返還については、なお従前の例による。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2中「中小企業新事業活動審議会の委員」を削る。
(承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部改正)
- 5 承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例（平成20年八戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「若しくは第5条第1項」を削る。
(八戸市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正)
- 6 八戸市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成24年八戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「若しくは第5条第1項」を削る。
(八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正)
- 7 八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。
第6条中「八戸市中小企業振興条例（昭和53年八戸市条例第11号）第5条第1項の助成金（特別償却設備資産に係るものに限る。）」を削る。
(八戸市企業立地促進条例の一部改正)
- 8 八戸市企業立地促進条例（昭和59年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第13条第1項中「又は第5条」を削る。
(八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例の一部改正)
- 9 八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例（平成17年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「若しくは第5条第1項の助成金、」を「の助成金若しくは」に改める。

八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

奨励金の交付要件及び雇用奨励金の交付金額の算定に係る従業員数の基準を緩和するため
のものである。

八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例

八戸市企業立地促進条例（昭和59年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号ア中「10人」を「5人」に、「5人」を「3人」に改め、同号イ中「20人」を「8人」に改め、同号ウ中「20人」を「8人」に、「5人」を「3人」に改める。

第7条の表中「10人」を「5人」に、「5人」を「3人」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の八戸市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に工場等の用地の取得をした企業に係る立地奨励金並びに同日以後に工場等の用地の取得をし、又は立地に係る工事に着手した企業に係る操業奨励金、雇用奨励金及び設備投資奨励金について適用し、同日前に工場等の用地の取得をした企業に係る立地奨励金並びに同日前に工場等の用地の取得をし、又は立地に係る工事に着手した企業に係る操業奨励金、雇用奨励金及び設備投資奨励金については、なお従前の例による。

議案第48号

地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条例の制定について
地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

卸売業者が委託者から收受する委託手数料の率の上限を改定するためのものである。

地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条例

地方卸売市場八戸市魚市場条例（昭和47年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。
第21条中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第21条の規定による委託手数料の率の承認の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第49号

八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

担当世帯数の多い民生委員の負担を軽減するため、民生委員の定数を増やすものである。

八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例

八戸市民生委員定数条例（平成28年八戸市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条中「537人」を「538人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

議案第50号

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の配置基準に係る規
定の整備をするためのものである。

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第51号

八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の配置基準に係
る規定の整備をするためのものである。

八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第45条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第52号

八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の配置基準に係る規
定の整備をするためのものである。

八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第4号並びに第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第53号

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定短期入所生活介護事業所等における従業者の配置基準に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例

八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
28年八戸市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第131条第1項ただし書及び第4号、第166条第1項ただし書及び第3号並びに第173条第1
項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第54号

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防短期入所生活介護事業所等における従業者の配置基準に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第95条第1項ただし書及び第4号、第134条第1項ただし書及び第3号並びに第141条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第55号

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所等が併設される場合の従業者の配置基準に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第152条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第56号

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童発達支援センターにおける従業者の配置基準に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び第3号並びに第7項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第57号

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定生活介護事業所等における食事の提供を行う場合の基準に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第88条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第58号

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷 雄一

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施
設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害者支援施設等における
食事の提供を行う場合の基準に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を
改正する条例

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八
戸市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第59号

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、生活介護事業所等における食事の提供を行う場合の基準に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第60号

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の
設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害者支援施設における食事の提供を行う場
合の基準に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第61号

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所における満3歳以上
の幼児に対する食事の提供に係る設備の基準の特例について規定の整備をするためのもので
ある。

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第35条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第62号

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上の子どもに対する食事の提供に係る調理室を備えない場合の基準について規定の整備をするためのものである。

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を
改正する条例

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年八
戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第63号

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保に係る基準を緩和するためのものである。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次に掲げる要件の全てを満たすと認める」を「次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び

責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第64号

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等に対する連携施設の確保に係る基準を緩和するとともに、家庭的保育事業所等における食事の提供に係る基準の特例について規定の整備をするためのものである。

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置

が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第65号

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定す
る。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
ためのものである。

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、八戸市子ども・子育て会議（八戸市子ども・子育て会議条例（平成25年八戸市条例第31号）第1条に規定する八戸市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させな

ければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項
- （乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らか

にする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、巾から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室

又はほふく室及び便所を設けること。

- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

- カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。
- 3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳

児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲

げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第57号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年八戸市条例第10号）に定める基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第58号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第32号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この

場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第66号

八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について
八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

こどもはっちの入場料を無料とするためのものである。

八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例

八戸ポータルミュージアム条例（平成22年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「いう。）」の次に「又はこどもはっち（以下これらを「有料施設等」という。）」を加える。

第6条及び第7条中「有料施設」を「有料施設等」に改める。

第8条の見出しを「使用料」に改め、同条第1項中「（こどもはっちを除く。）」を削り、同条第2項中「入場料は、別表第3のとおり」を「使用は、無料」に改め、同条第3項本文中「前2項に規定する」、「又は入場料（以下「使用料等」という。）」及び「及び別表第3」を削り、「使用料等に」を「使用料に」に改め、同項ただし書中「及び別表第3」を削り、「使用料等」を「使用料」に改める。

第9条（見出しを含む。）及び第10条（見出しを含む。）中「使用料等」を「使用料」に改める。

第11条及び第12条中「有料施設」を「有料施設等」に改める。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第67号

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

八戸駅西4号公園を設置するためのものである。

八戸市都市公園条例の一部を改正する条例

八戸市都市公園条例（昭和40年八戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の表に次のように加える。

八戸駅西4号公園	〃 大字尻内町字鴨ヶ池地内
----------	---------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第68号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料等の区分を変更し、その額を改定するとともに、建築物に関する確認申請等手数料等の額を改定し、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6の1の表1の項を次のように改める。

1 法第6条第1項及び第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認の申請及び計画の通知（以下この表において「確認申請等」という。）に対する審査	建築物に関する確認申請等手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当しない場合 1件につき次に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に定める額 ア 30平方メートル以内のもの 15,000円 イ 30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの 20,000円 ウ 100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの 29,000円 エ 200平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの 43,000円 オ 500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの 69,000円 カ 1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以内のもの 94,000円 キ 2,000平方メートルを超える、1万平方メートル以内のもの 254,000円 ク 1万平方メートルを超える、5万平方メートル以内のもの 401,000円 ケ 5万平方メートルを超えるもの 737,000円 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合 1件につき次に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に定める額を前号に掲げる額に加算した額 ア 一戸建ての住宅の場合 (ア) 200平方メートル以内のもの 8,000円 (イ) 200平方メートルを超えるもの 9,000円 イ 一戸建ての住宅以外の場合 (ア) 500平方メートル以内のもの 17,000円 (イ) 500平方メートルを超える、2,000平方メートル以内のもの 27,000円 (ウ) 2,000平方メートルを超える、1万平方メートル以内のもの 43,000円 (エ) 1万平方メートルを超えるもの 58,000円
---	-----------------	---

別表第6の1の表2の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第1号中「13,000円」を「19,000円」に、「6,000円」を「10,000円」に改め、同項第2号中「7,000円」を

「10,000円」に、「4,000円」を「6,000円」に改め、同表3の項第1号中「12,000円」を「18,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「10,000円」に改め、同表4の項を次のように改める。

4 法第7条第1項及び第18条第21項の規定に基づく建築物の完了検査の申請及び工事完了の通知（以下この表において「完了検査申請等」という。）に対する検査	建築物に関する完了検査申請等手数料	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項に該当しない場合 1件につき次に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 中間検査を受けていない建築物</p> <p>(ア) 30平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>(イ) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>(ウ) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 33,000円</p> <p>(エ) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 51,000円</p> <p>(オ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 73,000円</p> <p>(カ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 90,000円</p> <p>(キ) 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 185,000円</p> <p>(ク) 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 286,000円</p> <p>(ケ) 5万平方メートルを超えるもの 533,000円</p> <p>イ 中間検査を受けた建築物</p> <p>(ア) 30平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>(イ) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 25,000円</p> <p>(ウ) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 32,000円</p> <p>(エ) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>(オ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 67,000円</p> <p>(カ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 84,000円</p> <p>(キ) 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 181,000円</p> <p>(ク) 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 274,000円</p> <p>(ケ) 5万平方メートルを超えるもの 521,000円</p>
--	-------------------	--

	(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に該当する場合 1件につき次に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に定める額を前号に掲げる額に加算した額 ア 200平方メートル以内のもの 8,000円 イ 200平方メートルを超えるもの 11,000円 ウ 500平方メートルを超えるもの 14,000円 エ 1,000平方メートルを超えるもの 23,000円 オ 2,000平方メートルを超えるもの 89,000円 カ 1万平方メートルを超えるもの 156,000円 キ 5万平方メートルを超えるもの 173,000円
--	---

別表第6の1の表5の項中「第18条第19項」を「第18条第29項」に改め、同項第1号中「15,000円」を「23,000円」に改め、同項第2号中「18,000円」を「29,000円」に改め、同項第3号中「23,000円」を「34,000円」に改め、同項第4号中「31,000円」を「44,000円」に改め、同項第5号中「49,000円」を「64,000円」に改め、同項第6号中「62,000円」を「79,000円」に改め、同項第7号中「14万円」を「163,000円」に改め、同項第8号中「22万円」を「259,000円」に改め、同項第9号中「44万円」を「474,000円」に改め、同表6の項中「第18条第16項（法第87条の2）」を「第18条第21項（法第87条の4）」に、「19,000円」を「25,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同表7の項中「第18条第16項」を「第18条第21項」に、「13,000円」を「18,000円」に改め、同表8の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第6の5の表1の項第1号中「（平成27年法律第53号）」を削る。

別表第6の6の表1の項中「第12条第1項及び第13条第2項」を「第11条第1項及び第12条第2項」に改め、同項第1号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合 34,000円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 17,000円

(ウ) その他の場合 25,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等

の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 4戸以内のもの 63,000円
- b 4戸を超えるもの 105,000円
- c 15戸を超えるもの 179,000円
- d 45戸を超えるもの 256,000円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 4戸以内のもの 29,000円
- b 4戸を超えるもの 51,000円
- c 15戸を超えるもの 94,000円
- d 45戸を超えるもの 142,000円

(ウ) その他の場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 4戸以内のもの 46,000円
- b 4戸を超えるもの 78,000円
- c 15戸を超えるもの 136,000円
- d 45戸を超えるもの 199,000円

別表第6の6の表1の項第1号に次のように加える。

ウ 非住宅建築物 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 省令第1条第1項第1号イの基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いる場合 次に掲げる非住宅建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満のもの 207,000円
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 260,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 336,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 480,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 591,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 699,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 797,000円

(イ) 省令第1条第1項第1号ロの基準を用いる場合 次に掲げる非住宅建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満のもの 79,000円

- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 101,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 133,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 215,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 281,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 338,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 397,000円

エ 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 34,000円
- (b) 1戸を超えるもの 63,000円
- (c) 4戸を超えるもの 105,000円
- (d) 15戸を超えるもの 179,000円
- (e) 45戸を超えるもの 256,000円

b 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 17,000円
- (b) 1戸を超えるもの 29,000円
- (c) 4戸を超えるもの 51,000円
- (d) 15戸を超えるもの 94,000円
- (e) 45戸を超えるもの 142,000円

c その他の場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 25,000円
- (b) 1戸を超えるもの 46,000円
- (c) 4戸を超えるもの 78,000円
- (d) 15戸を超えるもの 136,000円
- (e) 45戸を超えるもの 199,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 省令第1条第1項第1号イの基準若しくは同号ただし書に規定する国土交通大臣

がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法又は同項第3号口(1)の基準（同項第1号口に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量による場合を除く。）を用いる場合 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 300平方メートル未満のもの 207,000円
- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 260,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 336,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 480,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 591,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 699,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 797,000円

b 省令第1条第1項第1号口の基準又は同項第3号口(1)の基準（同項第1号口に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量による場合に限る。）を用いる場合 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 300平方メートル未満のもの 79,000円
- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 101,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 133,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 215,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 281,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 338,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 397,000円

別表第6の6の表1の項第2号ア中「特定建築行為床面積」を「建築物の床面積」に改め、(カ)を(ヰ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

- (ア) 300平方メートル未満のもの 20,000円

別表第6の6の表1の項第2号イ中「特定建築行為床面積」を「建築物の床面積」に改め、(カ)を(ヰ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満のもの 17,000円

別表第6の6の表2の項中「第12条第2項及び第13条第3項」を「第11条第2項及び第12条第3項」に改め、同項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合 17,000円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 8,000円

(ウ) その他の場合 12,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 4戸以内のもの 31,000円

b 4戸を超える15戸以内のもの 52,000円

c 15戸を超える45戸以内のもの 89,000円

d 45戸を超えるもの 128,000円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 4戸以内のもの 14,000円

b 4戸を超える15戸以内のもの 25,000円

c 15戸を超える45戸以内のもの 47,000円

d 45戸を超えるもの 71,000円

(ウ) その他の場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 4戸以内のもの 23,000円

b 4戸を超える15戸以内のもの 39,000円

c 15戸を超える45戸以内のもの 68,000円

d 45戸を超えるもの 99,000円

別表第6の6の表2の項第1号に次のように加える。

ウ 非住宅建築物 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 省令第1条第1項第1号イの基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いる場合 次に掲げる非住宅建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 103,000円

- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 168,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 295,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 398,000円

(イ) 省令第1条第1項第1号ロの基準を用いる場合 次に掲げる非住宅建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満のもの 39,000円
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 50,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 107,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 169,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 198,000円

エ 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 1戸のもの 17,000円
 - (b) 1戸を超える4戸以内のもの 31,000円
 - (c) 4戸を超える15戸以内のもの 52,000円
 - (d) 15戸を超える45戸以内のもの 89,000円
 - (e) 45戸を超えるもの 128,000円

b 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 8,000円
- (b) 1戸を超える4戸以内のもの 14,000円
- (c) 4戸を超える15戸以内のもの 25,000円
- (d) 15戸を超える45戸以内のもの 47,000円
- (e) 45戸を超えるもの 71,000円

c その他の場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 12,000円
- (b) 1戸を超える4戸以内のもの 23,000円
- (c) 4戸を超える15戸以内のもの 39,000円
- (d) 15戸を超える45戸以内のもの 68,000円
- (e) 45戸を超えるもの 99,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 省令第1条第1項第1号イの基準若しくは同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法又は同項第3号口(1)の基準（同項第1号口に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量による場合を除く。）を用いる場合 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 300平方メートル未満のもの 103,000円
- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 168,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 295,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 398,000円

b 省令第1条第1項第1号口の基準又は同項第3号口(1)の基準（同項第1号口に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量による場合に限る。）を用いる場合 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 300平方メートル未満のもの 39,000円
- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 50,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 107,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 169,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 198,000円

別表第6の6の表2の項第2号ア中「特定建築行為床面積」を「建築物の床面積」に改め、(カ)を(ヰ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満のもの 10,000円

別表第6の6の表2の項第2号イ中「特定建築行為床面積」を「建築物の床面積」に改め、(カ)を(ヰ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満のもの 8,000円

別表第6の6の表3の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同項第2号ア(ア)中「第10条第2号イ(1)」の次に「及びロ(1)」を加え、同号ア(イ)中「第10条第2号イ(2)」の次に「及びロ(2)」を加え、同号アに次のように加える。

(ウ) その他の場合 25,000円

別表第6の6の表3の項第2号イ(ア)中「第10条第2号イ(1)」の次に「及びロ(1)」を加え、同号イ(イ)中「第10条第2号イ(2)」の次に「及びロ(2)」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) その他の場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 4戸以内のもの 46,000円

b 4戸を超える15戸以内のもの 78,000円

c 15戸を超える45戸以内のもの 136,000円

d 45戸を超えるもの 199,000円

別表第6の6の表3の項第2号エ(ア)a中「第10条第2号イ(1)」の次に「及びロ(1)」を加え、同号エ(ア)b中「第10条第2号イ(2)」の次に「及びロ(2)」を加え、同号エ(ア)に次のように加える。

(ウ) その他の場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸のもの 25,000円

(b) 1戸を超える4戸以内のもの 46,000円

(c) 4戸を超える15戸以内のもの 78,000円

(d) 15戸を超える45戸以内のもの 136,000円

(e) 45戸を超えるもの 199,000円

別表第6の6の表4の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第1号中「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同項第2号中「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号ア(ア)中「第10条第2号イ(1)」の次に「及びロ(1)」を加え、同号ア(イ)中「第10条第2号イ(2)」の次に「及びロ(2)」を加え、同号アに次のように加える。

(ウ) その他の場合 12,000円

別表第6の6の表4の項第2号イ(ア)中「第10条第2号イ(1)」の次に「及びロ(1)」を加え、同号イ(イ)中「第10条第2号イ(2)」の次に「及びロ(2)」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) その他の場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 4戸以内のもの 23,000円

b 4戸を超える15戸以内のもの 39,000円

c 15戸を超える45戸以内のもの 68,000円

d 45戸を超えるもの 99,000円

別表第6の6の表4の項第2号エ(ア)a中「第10条第2号イ(1)」の次に「及びロ(1)」を加え、同号エ(ア)b中「第10条第2号イ(2)」の次に「及びロ(2)」を加え、同号エ(ア)に次のように加える。

(ウ) その他の場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸のもの 12,000円

(b) 1戸を超える4戸以内のもの 23,000円

(c) 4戸を超える15戸以内のもの 39,000円

(d) 15戸を超える45戸以内のもの 68,000円

(e) 45戸を超えるもの 99,000円

別表第6の6の表5の項を削り、同表6の項中「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に改め、同項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合 17,000円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 8,000円

(ウ) その他の場合 12,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等

の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 4戸以内のもの 31,000円
- b 4戸を超えるもの 52,000円
- c 15戸を超えるもの 89,000円
- d 45戸を超えるもの 128,000円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 4戸以内のもの 14,000円
- b 4戸を超えるもの 25,000円
- c 15戸を超えるもの 47,000円
- d 45戸を超えるもの 71,000円

(ウ) その他の場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 4戸以内のもの 23,000円
- b 4戸を超えるもの 39,000円
- c 15戸を超えるもの 68,000円
- d 45戸を超えるもの 99,000円

別表第6の6の表6の項第1号に次のように加える。

ウ 非住宅建築物 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 省令第1条第1項第1号イの基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いる場合 次に掲げる非住宅建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満のもの 103,000円
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 168,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 295,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 398,000円

(イ) 省令第1条第1項第1号ロの基準を用いる場合 次に掲げる非住宅建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満のもの 39,000円

- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 50,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 107,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 169,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 198,000円

エ 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 17,000円
- (b) 1戸を超えるもの 31,000円
- (c) 4戸を超えるもの 52,000円
- (d) 15戸を超えるもの 89,000円
- (e) 45戸を超えるもの 128,000円

b 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 8,000円
- (b) 1戸を超えるもの 14,000円
- (c) 4戸を超えるもの 25,000円
- (d) 15戸を超えるもの 47,000円
- (e) 45戸を超えるもの 71,000円

c その他の場合 次に掲げる複合建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 1戸のもの 12,000円
- (b) 1戸を超えるもの 23,000円
- (c) 4戸を超えるもの 39,000円
- (d) 15戸を超えるもの 68,000円
- (e) 45戸を超えるもの 99,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 省令第1条第1項第1号イの基準若しくは同号ただし書に規定する国土交通大臣

がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法又は同項第3号口(1)の基準（同項第1号口に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量による場合を除く。）を用いる場合 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 300平方メートル未満のもの 103,000円
- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 168,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 295,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 398,000円

b 省令第1条第1項第1号口の基準又は同項第3号口(1)の基準（同項第1号口に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量による場合に限る。）を用いる場合 次に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 300平方メートル未満のもの 39,000円
- (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 50,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 107,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 169,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 198,000円

別表第6の6の表6の項第2号ア中「特定建築行為床面積」を「建築物の床面積」に改め、(カ)を(ヰ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

- (ア) 300平方メートル未満のもの 10,000円

別表第6の6の表6の項第2号イ中「特定建築行為床面積」を「建築物の床面積」に改め、(カ)を(ヰ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満のもの 8,000円

別表第6の6の表中6の項を5の項とする。

別表第6の6の表備考第1項を次のように改める。

1 共同住宅等、複合建築物の住宅部分又は複合建築物に係る計画適合性判定若しくは計画変更適合性判定、計画認定若しくは計画変更認定又は軽微変更該当証明を受けようとする者が当該共同住宅等、複合建築物の住宅部分又は複合建築物の共用部分（住戸以外の住宅の用途に供する部分をいう。以下同じ。）について省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び軽微変更該当証明書交付申請手数料の額は、1の項から5の項までの規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料については1の項、建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定手数料については2の項、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については3の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については4の項、軽微変更該当証明書交付申請手数料については5の項の規定により算定した額

(2) 建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料については1の項、建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定手数料については2の項、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については3の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については4の項、軽微変更該当証明書交付申請手数料については5の項のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読み替え後の規定により算定した額

1の項第1号エ(ア) a及びb、2の項第 1号エ(ア)a及び b、3の項第1号エ (ア)a及びb並びに 第2号エ(ア)a及び	総戸数	省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する単位住戸の床面積の合計
	1戸を超える4戸以内	300平方メートル未満
	4戸を超える15戸以内	300平方メートル以上2,000平方メートル未満
	15戸を超える45戸以内	2,000平方メートル以上5,000平方メートル

b、4の項第1号エ (ア) a及びb並びに 第2号エ(ア) a及び b並びに5の項第1 号エ(ア) a及びb		一トル未満
45戸を超える	5,000平方メートル以上の	
1の項第1号イ(ア) 及び(イ)、2の項第 1号イ(ア)及び(イ)、 3の項第1号イ(ア) 及び(イ)、4の項第 1号イ(ア)及び(イ)並 びに5の項第1号イ (ア)及び(イ)	総戸数	省令第1条第1項第2号イ(1)に規定 する単位住戸の床面積の合計
4戸以内	300平方メートル未満	
4戸を超える15戸以内	300平方メートル以上2,000平方メー トル未満	
15戸を超える45戸以内	2,000平方メートル以上5,000平方メ ートル未満	
45戸を超える	5,000平方メートル以上の	

別表第6の6の表備考第2項中「第35条第2項（法第36条第2項）」を「第30条第2項（法第31条第2項）」に改め、同表備考第3項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「等級4」を「等級4以上」に、「が等級5」を「が等級5以上」に改め、「又は等級5」を削り、同表備考第4項中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表備考第5項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同表備考第6項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第69号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を別紙のとおり締結する。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和7年4月1日
- 3 契 約 額 12,188,000円を上限とする額
- 4 契 約 者
 - (1) 住所 青森県青森市古川一丁目10番 2-308号
 - (2) 氏名 高 橋 政 嗣
 - (3) 資格 公認会計士